

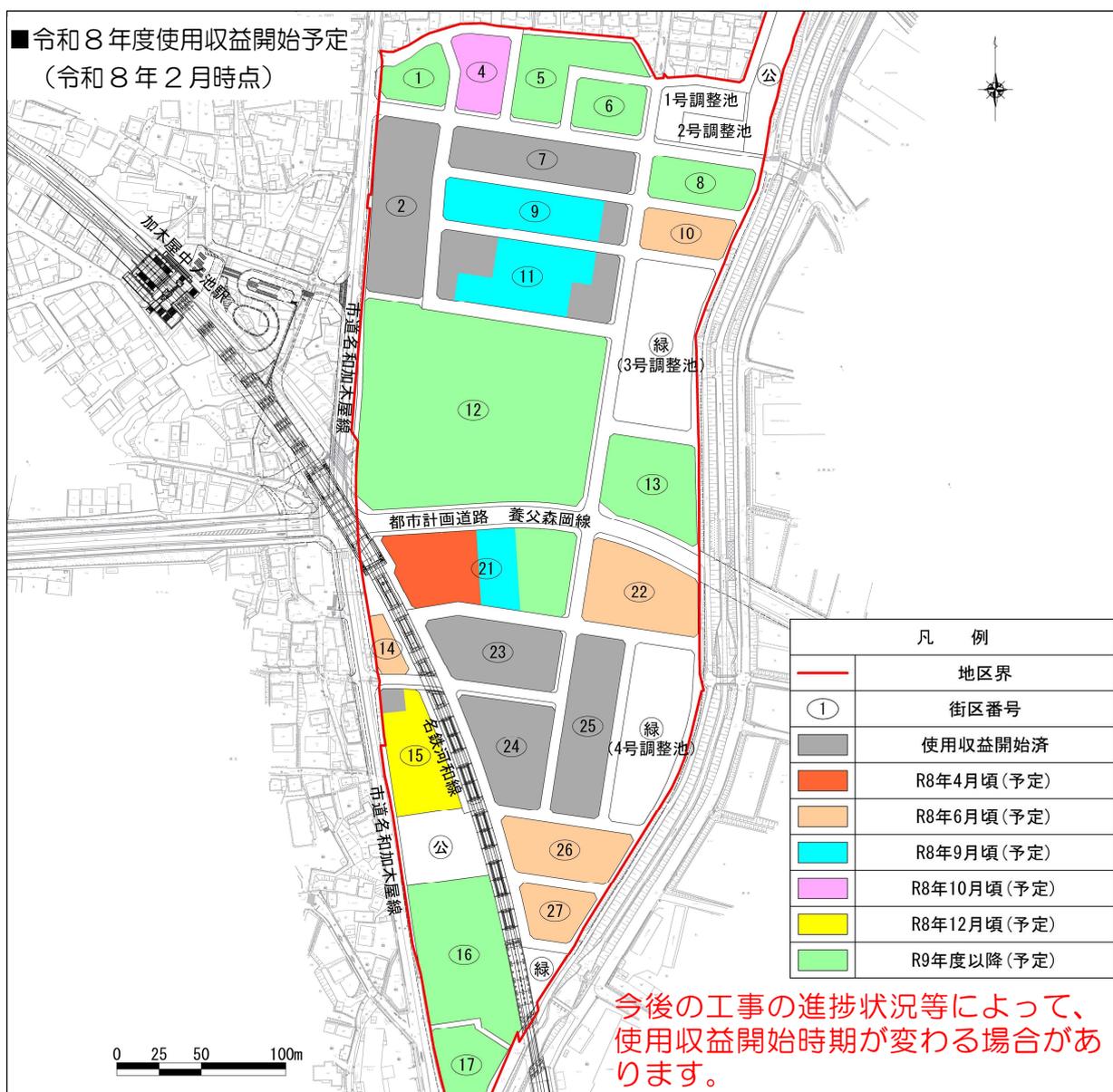
まちづくりニュース

都市建設部市街地整備課

令和8年度の土地の使用収益開始について

東海加木屋中部地区土地区画整理事業(以下「本事業」という。)は、令和5年度(2023年度)より、本格的に道路や排水路、宅地造成、調整池等の工事に着手し、宅地造成やインフラ等の工事が完了した宅地から、宅地の使用収益開始(土地の引き渡し)を行います。

令和8年度に使用収益を開始する宅地は、下図のとおり予定しています。



土地の使用収益開始における注意事項等について

宅地の使用収益開始（土地の引き渡し）に合わせて、**仮換地は地権者の皆様に管理**していただくこととなります。また、ガス、上水道、下水道の**供給処理施設**について、宅地内の配管工事に伴う**手続きや費用負担**が発生します。

使用収益が開始された日から換地処分が行われるまでの間、**仮換地を評価の対象として固定資産税及び都市計画税が課税**されます。また、従前の土地の使用収益停止に係る損失補償費をお支払いしている場合は、**仮換地の使用収益開始日をもってこの支払いを終了**します。

土地の使用収益開始における注意事項等の詳細については、使用収益開始通知と合わせて「使用収益開始の手引き」を配付する予定ですので、そちらをご覧ください。

お願い

- 本事業の施行区域内では、換地処分の公告がある日までの期間、建物などを建築しようとする場合は、**土地区画整理法第 76 条の規定に基づく許可が必要**となります。詳細については、東海市のホームページをご覧ください。
- 金融機関から融資を受ける場合や、建物の表題登記及び自家用車等の車庫証明申請を行う場合等には、**仮換地証明書等**が必要となる場合があります。各証明書発行の申請を行う際には、東海市市街地整備課へお問い合わせください。なお、証明書の発行は申請後、時間を要する場合がありますので、**時間に余裕を持って申請**してください。
- 土地区画整理事業区域内に土地を所有されている方が、**売買、相続等で所有権が変わった場合や引越し等により住所が変更した場合**は、下記の間合せ先へご連絡いただきますようお願いいたします。また、土地区画整理事業に関する疑問やご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

中心街整備事務所廃止のお知らせ

これまで東海市役所都市建設部市街地整備課は、中心街整備事務所にて業務を行っていましたが、東海市の組織改正に伴い、**中心街整備事務所は令和 8 年（2026 年）3 月 31 日（火）をもって廃止**となります。4 月 1 日（水）以降は、**東海市役所庁舎 4 階**に移転します。

なお、中心街整備事務所の廃止に伴い、3 月下旬から 4 月上旬の期間は、**各種証明書等の発行が通常より時間を要する**場合があります。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先

東海市役所都市建設部市街地整備課（中心街整備事務所内）

【住 所】 〒477-0031 東海市大田町的場 1087 番地

【E-mail】 shigaichi@city.tokai.lg.jp

【電話番号】 0562-33-7761 【FAX】 0562-33-7775

以下の QR コードより、本事業のホームページがご覧いただけます。

